

# マイナンバーカードを健康保険証として使ってください

【質問は】 国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560)

2024年12月2日から紙の健康保険証を作らなくなります。

## マイナンバーカードを使うと紙の健康保険証を使うよりいいことがいろいろあります。

- マイナンバーカードを使うとあなたの病気や健康が一番いい方法や必要な情報が分かります。
- マイナンバーカードを使うと紙の健康保険証を使うより病院で払うお金が安くなります。
- マイナンバーカードを使うと高額療養費の限度額<=1か月で病院に払う一番高い金額>より高い金額を払わなくていいです。申し込みもいりません。

- ◆今あなたが持っている紙の健康保険証は有効期限<=使うことができる最後の日>まで使うことができます。
- ◆マイナンバーカードを持っていない人には資格の確認書<=あなたが国民健康保険に入っていることが分かるもの>を渡します。(申し込みをしなくてもいいです)
- ◆あなたに酷いことをする人たちが(夫や妻、恋人、両親など)があなたの情報を見ることができないようにすることができます。あなたの健康保険証をつかったところ(健康保険組合や江戸川区など)に申し込んでください。この申し込みをした場合は病院で健康保険証の代わりにマイナンバーカードを使うことはできません。マイナポータルであなたの健康保険やあなたの医療費の情報を見ることができません。

# 国民健康保険のお金は口座振替で払ってください

【質問は】 収納係 (Tel. 03-5662-0795)

口座振替で健康保険のお金を払った人は区役所から12月の終わりごろに「お納めいただいた国民健康保険料額のお知らせ」を送ります。

【質問は】 収納係 (Tel. 03-5662-0795)

詳しい説明は「国保のしおり」の18ページを読んでください

## 口座振替を申し込む方法

### ●郵便で申し込む場合

口座振替依頼書のはがきを書いて申し込んでください。

口座振替の資料がほしい人はここからWebサイトを見てください

【申し込む方法】



### ●区役所や事務所で申し込む場合

江戸川区役所か、あなたが住んでいる近くの事務所の保険年金係に行ってください。受付であなたの銀行のキャッシュカードを見せて申し込んでください。

【申し込むときに持って行くもの】

あなたの銀行のキャッシュカードとあなたの健康保険証

- <口座振替ができる銀行や郵便局など>
- みずほ銀行
  - 三菱UFJ銀行
  - 三井住友銀行
  - りそな銀行
  - 千葉銀行
  - きらぼし銀行
  - 東日本銀行
  - ゆうちょ銀行
  - 朝日信用金庫
  - 東京東信用金庫
  - 興産信用金庫
  - 東榮信用金庫
  - 小松川信用金庫

## スマートフォンのアプリで国民健康保険のお金を払うこともできます

スマートフォンでアプリ(PayB、PayPay、LINE Pay、楽天銀行、d払いなど)をインストールして使います。アプリを使って国民健康保険のお金を払うとき納付書も必要です。アプリはこれから新しくなったり増えたりすることがあります。



# 働いていた会社がなくなったり会社を辞めなければならない人は国民健康保険のお金が少し安くなります

【質問は】 国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560)

働いていた会社がなくなったり自分には辞める理由がないのに会社を辞めなければならないとき雇用保険に入っていたら国民健康保険のお金が少し安くなる場合があります。(国民健康保険のお金を安くしたいときは申し込みが必要です)

【質問は】 国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560)

詳しい説明は「国保のしおり」の15ページを読んでください

# あなたが他の健康保険に入ったときはあなたは「国民健康保険をやめます」と保険年金係に連絡をしなければなりません。

※連絡をしなかったらあなたは両方の健康保険にお金を払うことがあります。

●国民健康保険のことは江戸川区役所かあなたが住んでいる近くの事務所の保険年金係に聞いてください

区役所 区民課: Tel. 03-5662-6823 〒132-8501	中央1-4-1	小岩 事務所: Tel. 03-3657-7876 〒133-0052	東小岩6-9-14
小松川 事務所: Tel. 03-3683-5185 〒132-0035	平井4-1-1	東部 事務所: Tel. 03-3679-1128 〒132-0014	東瑞江1-17-1
葛西 事務所: Tel. 03-3688-0438 〒134-0083	中葛西3-10-1	鹿骨 事務所: Tel. 03-3678-6116 〒133-0073	鹿骨1-54-2



# 令和6年度 国民健康保険のお金についての連絡

## あなたが今年国民健康保険に払う金額が決まりました

【質問は】 国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560) 収納係 (Tel. 03-5662-0795)

国民健康保険料決定通知書と納付書<=国民健康保険のお金を払うための紙>がこの中に入っています(銀行や郵便局の口座からお金を払う人は納付書は入っていません)。納付書は全部で11枚です。

- 1枚: 1年間の全部の国民健康保険のお金を1回で払う場合の納付書(この納付書で6月に1年間の全部の国民健康保険のお金を払ったら他の10枚の納付書は使いません)
- 10枚: 今年の6月から来年の3月まで毎月国民健康保険のお金を払う場合の納付書

## 病気になるようにするためにそして医療費<=病院や薬に払うお金>を少なくするために大切なこと

【質問は】 健診係 (Tel. 03-5662-0623) 庶務係 (Tel. 03-5662-0540)

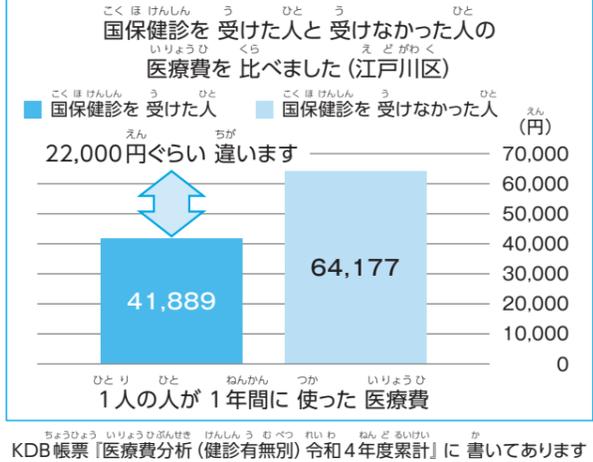
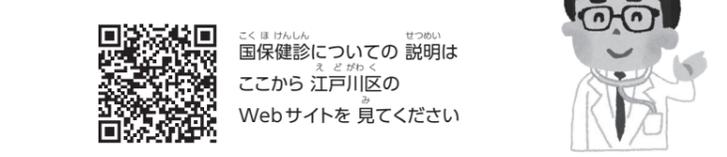
毎年一人の人が使う医療費が増えています。お年寄りが増えたり病気を治す技術が高くなったりしているからです。みんなの医療費が増えると国民健康保険のお金も高くなります。ですから医療費を少なくすることが大切です。

## 国民健康保険を受けてください!

国民健康保険は国民健康保険に入っている40歳から74歳までの人が受けることができます。お金はかかりません。

国民健康保険を受けた人の医療費は受けなかった人より22,000円ぐらい安いです。国民健康保険を受けると病気を早く見つけて早く治すことができます。健康にもいい医療費も少なくすることができます。

40歳になったら毎年国民健康保険を受けてください!



## がん検診も受けてください!

江戸川区ではがん検診を無料で受けることができます。

早くがんを見つけたら90%の人は治ります。早くがんを見つけることが一番大切です。

元気な人も健康のためにがん検診を受けてください。

## 1年に1回は歯科健診を受けてください かかりつけ歯科医を決めたほうがいいです。

かかりつけ歯科医で毎年(半年に1回でもいい)歯科健診を受けてください。ずっとおいしく食事をしたり楽しく笑顔で健康に生活するためです。詳しいことは近所の歯医者に相談してください。

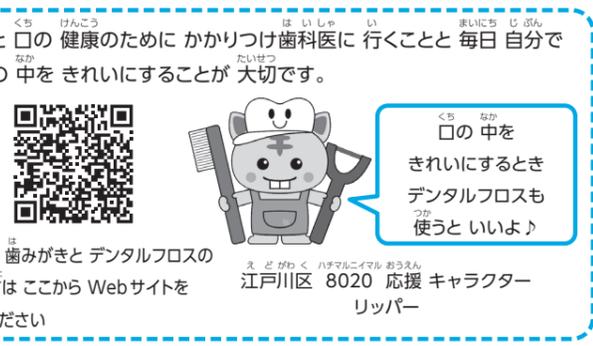
※江戸川区に住んでいる人は次の健診を受けることができます。

お金がかからないので是非健診を受けてください。

- 成人歯科健診(20歳から70歳までの間、5年に1回受けることができます。20歳、25歳、30歳...65歳、70歳のときです)
- 口腔ケア健診(65歳以上の方は1年に1回受けることができます)

【質問は】 歯科健診係 (Tel. 03-5662-0623) 庶務係 (Tel. 03-5662-0540)

詳しい説明は「国保のしおり」の15ページを読んでください



## ジェネリック医薬品を使ってください

ジェネリック医薬品を使うとあなたの薬のお金が安くなります。そして毎年増えている医療費を少なくすることもできます。ジェネリック医薬品を使いたい人は医者か薬剤師に相談してください。

# 決定通知書の見かた

2024年5月31日に調べた情報でこの決定通知書をつくりました

決定通知書の見かたは江戸川区のWebサイトでも見ることができます。  
(English and plain Japanese versions are available.)

## 1 お金を払う方法は3つあります

- 口座振替**  
「普通徴収口座情報」の口座から1年に10回国民健康保険のお金を引きます。月の最後の日に引きます。月の最後の日に銀行や郵便局が休みの場合は次の日に引きます。
- 年金のお金から払う**  
「特別徴収義務者」「特別徴収対象年金」の年金から健康保険のお金を引きます。
- 納付書で払う**  
一緒に入っている納付書を銀行や郵便局に持って行って国民健康保険のお金を払ってください。

## 2 軽減額

- 国民健康保険のお金がどのくらい安くなるかが書いてあります。安くなるのは次のような場合です。
- ・給料などが少ない家族は均等割額<=国民健康保険に入っている人がみんな払うお金。みんな同じ金額>が安くなる場合があります。均等割額を安くしたい人は家族みんなの給料を区役所に教えてください。
  - ・小学校に入学する前の子ども(2018年4月2日より後に生まれた子ども)は、みんな均等割額が半分の金額になります。
  - ・もうすぐ赤ちゃんが生まれる人や赤ちゃんが生まれたばかりの人は国民健康保険のお金を払わなくていいです。区役所で申し込んでください。

## 国民健康保険のお金を計算する方法

あなたが1年間に払わなければならない国民健康保険のお金(①+②+③)  
(家族みんなの分を計算してあなたがみんなの分を払います)

①医療分(みんなの医療費などのお金) 一番高い金額は65万円です(これより高く払う人はいません)
②支援分(後期高齢者医療制度を助けるためのお金) 一番高い金額は24万円です(これより高く払う人はいません)
③介護分(介護保険のお金。40歳から64歳までの人だけ払います) 一番高い金額は17万円です(これより高く払う人はいません)

所得割額 ([所得金額×下の数字]で計算した金額)	9.40%	均等割額 ([国民健康保険に入っている家族の人数×下の金額]で計算した金額)	51,600円
	3.15%		17,400円
	2.63%	※介護分は40歳から64歳まで国民健康保険に入っている人だけ払います	18,000円

2023年の所得金額<=あなたと家族が1年間にもらった給料など>を使って計算しています。

●質問したいときに電話をするところ

国民健康保険のお金を計算する方法 → 国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560)  
国民健康保険のお金を払う方法 → 収納係 (Tel. 03-5662-0795)

質問するときは「記号番号」か「問合番号」を教えてください。

この手紙は1つの家族に1つ送っています

記号番号

問合番号

国民健康保険料 算定内訳 (単位:円)

区分	所得割			均等割			算出合計額A A=③+⑥
	所得割算定の対象額①	所得割率②(%)	所得割額③ ③=①×②	一人あたり均等割額④	人数⑤	均等割額⑥ ⑥=④×⑤	
変更前	医療分 支援分 介護分						
変更後	医療分 支援分 介護分						

通知書の場合、当初の保険料決定のため変更前欄は空白で表示されます。

国民健康保険料 算定内訳 (単位:円)

区分	軽減額⑦	限度超過額⑧	月割増減額⑨	減免額⑩	年間保険料額 (A-⑦-⑧+⑨-⑩)	決定保険料額
	変更前	医療分 支援分 介護分				
変更後	医療分 支援分 介護分					

算出合計額A 個人別内訳 ※「月割増減額⑨」とは、加入月数が12か月未満の加入者に対して行われる月割計算のことです。(細は裏面中央下部参照) (単位:円)

被保険者氏名	税申告状況	区分	加入月(※)		所得割算定の対象額 a	所得割額 b=a×所得割率	均等割額 c	算出合計額 (b+c)×加入月数 12
			1月:5月:6月:7月:8月:9月:10月:11月:12月:3月	特例対象被保険者等(◎)				
	A							
	B							
	C							

普通徴収分の納付期割額 (単位:円)

区分	変更前	変更後	納期限	納入済保険料	これから納める保険料
合計額					

特別徴収分の納付期割額(年金からのお支払い) (単位:円)

区分	変更前	変更後	納入済保険料	これから納める保険料
4月				
6月				
8月				
10月				
12月				
2月				
合計額				

1-1 年度国民健康保険料を、次のとおり決定(変更)しましたので通知します。  
※世帯主が加入者でない場合でも世帯主(納付義務者)あてに通知しています。

1-2 特別徴収義務者  
特別徴収対象年金

⑥ ※「決定保険料額」と個人別内訳「算出合計額」の合計は増徴処理・軽減額、限度超過額、減免額により一致しないことがあります。  
※特例対象被保険者等(非自発的失業者)に該当する方は、所得割算定の対象額の欄に保険料軽減制度適用後の額を表示しています。  
※氏名欄は表示できる文字数に限りがあるため、一部表示されないことがあります。ご了承ください。  
●医療分…基礎賦課額分保険料 ●支援分…後期高齢者支援金等賦課額分保険料 ●介護分…介護納付金賦課額分保険料(40歳から64歳まで) ※詳しくは裏面をご覧ください。

## 3 家族1人ずつの国民健康保険のお金がいくら書いてあります

家族みんなの国民健康保険のお金をあなたが全部払わなければならない。

- 税申告状況  
次の①②の人は「所得不明」と書いてあります。
- 2024年1月2日より後に江戸川区に引っ越してきた人
  - 2023年の1年分の給料などの金額を決まった日までに教えなかった人
- 国民健康保険のお金の「変更通知書」があなたに届くまではこの手紙に書いてある金額を払ってください。
- 2の人は2024年1月1日に住んでいたところの区役所に2023年の1年分の給料などの金額を教えてください。

- 加入月  
[\*]は国民健康保険のお金がかかる月です  
[◎]は国民健康保険のお金が安くなる月です(働くことができなくなったりした人は国民健康保険のお金が安くなります)
- 算出合計額  
家族1人ずつの金額を全部足しても決定保険料額と同じ金額にならないこともあります。

## 2024年4月から2025年3月までに40歳・65歳・75歳になる人の国民健康保険のお金について

詳しい説明は「国保のしおり」の12ページと13ページを読んでください

## 40歳になる人

- 40歳になる月(生まれた日が1日の人はその前の月)から国民健康保険の金額が変わります。(普通の金額に介護分の金額を足すので少し高くなります)
- ・生まれた日が4月2日から7月1日までの人は6月から普通の金額と介護分を足した金額になっています。
  - ・生まれた日が7月2日から次の年の4月1日までの人には金額が変わるときに「変更通知書」を送ります。

## 65歳になる人

- 65歳になる月(生まれた日が1日の人はその前の月)から国民健康保険の金額が変わります。「介護分」は「介護保険」に変わって、お金の払い方も金額も変わります。介護保険のお金については介護保険課があなたへ連絡します。

## 75歳になる人

- 75歳になる月から「後期高齢者医療保険制度」に変わって、払うお金も「後期高齢者医療保険料」に変わります。払う金額は高齢者医療費があなたへ連絡します。生まれた日が4月1日から6月30日までの人には7月中旬に連絡します。生まれた日が7月1日から次の年の3月31日までの人には7月1日から次の月に連絡します。

★2024年4月から2025年3月までの国民健康保険のお金(あなたが払わなければならない金額)

普通徴収の国民健康保険のお金  
(口座振替か納付書で払う場合の金額)

特別徴収の国民健康保険のお金  
(あなたの年金から払う場合の金額)

特別徴収になるのは下のa.b.c.の質問であなたやあなたの家族が全部「はい」のときです。

- 国民健康保険に入っている家族(あなたも)がみんな65歳から74歳までですか
- あなたは1年間で年金を18万円以上もらっていますか
- 国民健康保険のお金と介護保険のお金を足した金額はあなたがもらっている年金の半分以上ですか



# 江戸川区 令和6年度 国民健康保険料のお知らせ 用語集

## 1 ページ

### 🔍 国保健診

からだ びょうき びょういん しら  
体のどこかに 病気がないかを 病院で 調べます。  
さい いじょう こくみんけんこう ほけん はい ひと ねん かい むりょう う  
40歳以上の 国民健康保険に 入っている人は、1年に 1回 無料で 受けることができます。

### 🔍 がん検診

からだ なか しら  
体の中に がん (Cancer) が できていないか 調べます。  
がんは 早く 見つければ 治る ことが 多い 病気です。  
からだ ちょうし よ けんしん う  
体の 調子が 良くて も がん検診を 受けてください。

### 🔍 歯科健診

は くち けんこう しら  
歯や 口が 健康か どうか 調べます。  
は くち そうだん  
歯や 口の ことを 相談 できます。

### 🔍 かかりつけ歯科医

い は いしゃ  
いつも 行く 歯医者 の ことです。  
は なお は は けんこう  
歯を 治します。歯を きれいに します。歯を 健康 に します。

### 🔍 ジェネリック医薬品

もと くすり おな き あたら くすり  
元からある薬と 同じくらい 効く 新しい 薬です。  
もと くすり やす か  
元からある 薬より 安く 買う ことができます。

## 2 ページ

### 🔍 後期高齢者医療制度

にほん す ひと いりょうほけん こくみんけんこうほけん しゃかいほけん きょうさいくみあい かなら  
いま、日本に 住んでいる人は、医療保険 (国民健康保険、社会保険、共済組合など) の 1つに 必ず  
はい  
入らなければなりません。  
さい さい はい いりょうほけん こうきこうれいしゃいりょうせいど か  
75歳になると、74歳まで 入っていた 医療保険から 後期高齢者医療制度に 変わります。  
か もう こ  
変わるときの 申し込みは ありません。

## 3 ページ

### 🔍 マイナポータル

インターネットで いろいろな 手続きができる 国 (日本) のサービスです。  
マイナンバーを 使って あなたの 情報 (住民票、国民年金、健康保険、税金などについて) を 見る  
ことも できます。  
ぜんぶ つか ひと ひつよう  
全部の サービスを 使いたい人は マイナンバーカードが 必要です。

### 🔍 雇用保険

はたら しごと や ばあい つか ほけん  
働くことが できなくなったり、仕事を 辞めたりした場合などに 使う 保険です。  
すこ あいだ かね しごと さが てつだ  
少しの間、あなたに お金を くれたり、あなたが 仕事を 探すとき 手伝ってくれたりします。  
こようほけん はたら ひと はい  
雇用保険は、働いている人は みんな 入ります。  
はたら ひ じ かん みじか しゃいん こようほけん はい  
でも、働く 日や 時間が 短い 社員や、アルバイトなどは、雇用保険に 入らないことも あります。